



2022年5月13日

各 位

会 社 名 中国工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 實也
コ ー ド 番 号 5974 東証スタンダード市場
問 合 せ 先 常務執行役員 経営管理部長
小 田 和 守
(TEL 0823-72-1322)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更定款案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更定款案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できるよう現行定款第30条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第30条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月29日(水)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水)

以 上

「定款変更の内容」

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
<p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第 16 条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(取締役との責任限定契約) 第 30 条</p> <p>(新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任限定) 第 30 条</p> <p>当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附 則)</p> <p><u>変更前定款第 16 条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>